

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 8 年 4 月 16 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
このしろ、ぼら、たなご及びくろだいを目的とする狩刺し網漁業	1	定めなし	横須賀市浦賀地先から横浜市金沢区福浦 2 丁目地先護岸にある公衆便所屋根最高部より正東線以南の神奈川県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市船越町、浦郷町、安浦町、公郷町、三春町、田戸台に漁業根拠地を有し、かつ共第 1 号共同漁業権の漁場の区域においてこのしろ、ぼら、たなご及びくろだいを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。	令和 3 年 4 月 30 日から同年 5 月 31 日まで